

令和3年2月26日

保護者の皆様

こども教育保育課長  
課長 桃原 兼光  
(公印省略)

3月1日以降の就学前教育・保育施設の対応について（依頼）

【第44報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことについて、今般の沖縄県緊急事態宣言が解除された場合、下記のとおりと決定しました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、気を許すこと無く感染防止対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本決定事項は、2月26日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 現在実施している、各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、御家庭での保育を行う「家庭保育の協力願い」を当面の間継続いたします。
- 2 緊急事態宣言の発出された地域（以下当該地域）には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急の往来については、当面の間自粛をお願いします。  
なお、当該地域へ渡航し、自宅に戻った場合、または、当該地域より転入する場合には、第37報にてお願いしたとおり、2週間の健康観察等の記録についてご協力をお願いいたします。  
また、渡航の際には、事前に園迄ご連絡くださいますようお願いいたします。

那覇市こども教育保育課  
電話：861-2113

令和3年3月1日

保護者の皆様へ

社会福祉法人夢工房  
幼保連携型認定こども園美ら夢  
園長 崎山泰弘

### 緊急事態宣言解除後の取り組みについて

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言は解除となりましたが、警戒レベルは「第3段階」で、那覇市からも「引き続き、気を許すこと無く感染防止対策を講じていくこと」が求められています。

そこで、当園は次のとおり取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

#### 1 登園について

- ① 緊急事態宣言が発令されている地域（以下当該地域）との不要不急の往来の自粛をお願いします。
- ② 当該地域に渡航される際は、事前のご連絡と帰沖後、2週間の健康観察をお願いします。
- ③ ご家族が医療機関を受診しPCR検査等を受診された場合や保健所から濃厚接触者として指定された場合は、園にご連絡をいただきますようお願いいたします。

#### 2 送迎について

- ① 現在実施している「エントランス限りの送迎」は、当面3月末まで継続としますが、「クラス保育室での送迎」への移行時期については、あらためてお知らせしますので、ご協力をお願いします。
- ② 送迎の保護者の皆様の「マスクの着用」「手指消毒」「検温・健康観察」をお願いします。
- ③ 3歳児クラス以上のお子さまは、「マスク着用」での登園をお願いします。

#### 3 園の行事について

園内、園外とも三密対策に万全を期しながら実施することにします。

#### 4 その他

園の関係者が濃厚接触者として指定された場合などは「一斉メール」でご報告しています。メールアドレスの変更などがあればご連絡ください。また、メールの着信確認を行っていただきますようお願いいたします。